

1. 基本方針

大和市の60歳以上の高齢者人口は、66,343人（住民基本台帳：平成28年3月1日現在）で、いわゆる高齢者の割合は28.3%、また、65歳以上の高齢者人口は、53,481人で高齢化率22.8%となっています。

この高齢化率は、今後も上昇傾向にあり、高齢化は急速に進展しています。

高齢化の急速な進展により、労働者の供給構造が急激に変化してきており、これに合わせ、労働需要の構造も変わりつつあります。

昨年、国が立ち上げた「1億総活躍国民会議」では、「シルバー人材センターの「臨時的」・「短期的」・「軽易」という業務範囲限定の要件緩和など地域の実情に応じた高齢者の社会参加を促進する制度の見直しを検討する」ことを掲げております。

また、労働政策審議会の部会では、シルバー人材センターの機能強化として、「センターが取り扱う就業については、現状で、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているが、将来我が国の必要な労働力が減少していく中で、より長く働きたい高年齢者の就業ニーズ等にも対応することができるよう、この取り扱い業務に係る要件は緩和することが適当である」などとしており、シルバー事業の役割は一層重要になってきております。

当センターでは、このような状況、また、全シ協・県シ連の動向を踏まえ、課題を整理し、目指すべく方向性について検討が必要と考えます。

事業展開に当たりましては、引き続き会員の増強や健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに応じた多様な雇用・就業機会の確保、さらに会員の事業運営への積極的参加を進めていきます。

平成26年度から平成30年度までを計画期間とする当センターの基本計画（はつらつyamato）については、策定から3年目を迎え、その実施状況を評価するとともに、県シ連の中期計画との整合を図るため、見直しを行い、事業を着実に実施していきます。

2 事業実施計画

（1）会員の増強

①会員・役員による入会促進運動

- ・「シルバーまつり」の開催や各種イベントに積極的に参加し、シルバー事業の普及啓発や来訪者に対する入会促進キャンペーンを実施します。

- ・高齢者の健康と生きがいづくり、また、地域社会の活性化に貢献する組織として、顧客満足度と信頼を高め、魅力あるセンターづくりを推進し、会員の増強につなげていきます。
- ・会員の口コミによって、会員が居住する地域の入会勧奨を推進します。
- ・毎月1回開催していた入会説明会を北部・中部・南部の3か所に拡大して開催し、参加しやすい環境にして新規会員獲得に努めていきます。

②女性会員の入会促進

- ・女性会員の希望に見合った仕事の開拓や魅力を感じる職域の開発について積極的にいき、女性にとって魅力あるセンターとなるよう努めます。

③PR活動の実施

- ・新たな広告媒体を発掘し、効果的なPRを実施します。
- ・愛称「はつらつY a m a t o」を広く周知し、積極的な活用を図り、親しみあるシルバーのPRを実施します。
- ・「大和市シルバー人材センター」のホームページをリニューアルし、PRを図ります。

④魅力的なセンターづくり

- ・ハローワークとの連携を密にし、臨時的・短期的な就業を希望する高齢者が訪れた場合には、センターを紹介してもらうよう連携を強化します。
- ・会員相互の交流の場として、シルバーまつりの会場等において「会員作品展」を開催します。
- ・会員の就業要望等に対して、「会員相談コーナー」を設置します。また、就業相談を月1回開催します。

⑤技能系会員の促進

- ・新たなニーズへの対応や受注機会の確保・拡大を図るため、専門技術のある会員を講師とした技能講習会を実施するなど、技能系会員の養成及び促進を図ります。

(2) 就業の拡大

①就業環境の整備・充実

- ・シルバー事業の公益性や目的などの周知を図るため、公共機関や民間企業などの会議や会合、地域のイベント等に積極的に参加し、パンフレットやチラシを配布するなどPR活動を強化し、就業拡大に努めます。
- ・役員やシルバーサポーターを中心とした企業訪問を行うなど、積極的な営業活動を行うことにより、高齢者に適した仕事を掘り起こすとともに、地域のニーズに応じた仕事を提案します。

②地域社会との連携強化

- ・シルバー月間などを通して、ボランティア活動を積極的に推進し、地域との連携を強化します。

③適正就業の推進

- ・請負・委任契約に基づいた適正就業の徹底を図るとともに、請負・委任になじまない就業については、雇用による「一般労働者派遣事業」を推進します。なお、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等の確保に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育訓練等が義務付けられたことから、派遣会員に係る教育訓練（待遇・個人情報の保護などの研修）やキャリア・コンサルティングを実施します。
- ・臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者のため、ハローワークと調整を図りながら「職業紹介事業」を推進します。

④講習会・研修会の開催

- ・会員の知識や技能・技術の向上、後継者の育成を図るため、講習会・研修会を開催します。
- ・従来の植木剪定や刈払機操作等の講習に加え、安全対策の一環として、転倒・転落災害等の防止、交通安全教育等の研修を実施します。

⑤安全管理体制の充実

- ・安全管理委員会を定期的で開催し、安全就業対策の企画・立案・実施等を積極的に行い、加えて職群班別の安全会議等を実施します。
- ・会員は、年に1度は、市などの健康診断を受診し、自己の健康管理に努めるよう指導します。

⑥会員の事務局業務への活用

- ・シルバーサポーター等を配置し、経験や専門知識を生かした企画・事業部門への参画や入会促進、就業開拓などを積極的に行うなど、事務局事業運営への活用を図ります。

⑦福祉・家事援助サービス等への対応

- ・福祉・家事援助サービス分野に対応できる会員の養成とともに、有用な人材を獲得します。

⑧新規事業の推進

- ・地域住民の生活をサポートするため、行政等との連携により子育て支援等地域ニーズに対応した様々な事業を積極的に推進します。
- ・パソコン班による「パソコン講座」等、会員の能力・知識・経験や資格等を生かした会員が主体となった独自事業を推進します。

⑨センター施設の整備

- ・関係機関等の連携を密にし、将来に亘って安定的活動のできる拠点施設の確保に努めます。

(3) 組織及び事務局体制

①理事会

- ・理事会を中心に、理事と事務局が連携を密にし、センター発展に向けた課題等の解決・改善等に取り組みながら、理事会主導の事業運営を図っていきます。(推進)
- ・理事の任用に当たっては、地域在住の学識経験者や外部からの有識者を招聘するなど、社会環境の変化に的確に対応できる組織体制を検討していきます。

②専門部会

- ・専門部会がより機能を発揮できるよう、運営組織体制の充実を図ります。

③事務局体制の充実

- ・社会状況の変化や法律の改正等により、変更が生じた事務・事業や新たに必要となった事務・事業について、常時点検を行い、評価し、効率的な事業運営を進めます。
- ・仕事の受注による見積業務や会員への仕事の割り振り、事務連絡等について、専門部会や職群班を活用し、効果的・効率的な事業運営を図っていきます。